

阿賀野市告示第48号

市道路線の区域決定及び供用開始について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項及び第2項の規定に基づき、次のように市道路線の区域を変更し供用を開始する。

なお、関係図面は告示の日から2週間、阿賀野市建設課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月27日

阿賀野市長 田中清善

- | | | |
|---|-------------|-----------|
| 1 | 区域決定の路線及び区間 | 別紙のとおり |
| 2 | 供用開始の路線及び区間 | 別紙のとおり |
| 3 | 供用開始の期日 | 令和5年3月27日 |

区域決定

路線名	起 点	終 点	延長(m)	幅員(m)	重要な 経過地
停三病院脇線	学校町 1220 番 2 地先	岡山町 1110 番 1 地先	85.0	3.8～ 4.0	
上中団地 1 号線	上中字細田 115 番 6 地先	上中字細田 115 番 24 地先	153.3	6.0～ 10.3	

供用開始

路線名	起 点	終 点	延長(m)	幅員(m)	重要な 経過地
停三病院脇線	学校町 1220 番 2 地先	岡山町 1110 番 1 地先	85.0	3.8～ 4.0	
上中団地 1 号線	上中字細田 115 番 6 地先	上中字細田 115 番 24 地先	153.3	6.0～ 10.3	